

## 第4章 男女共同参画についての理解の促進

### 現況と課題

本市では、男女共同参画に関する理解を深めるため、6月の男女共同参画週間や11月の配偶者等からの暴力をなくす啓発期間などについて「広報きょうたんご」やホームページを活用して啓発を行っています。

住民意識調査の結果によると、男女平等の現状については、比較的平等であるとされた分野は学校教育のみであり、社会通念や家庭、職場においては依然として男性が優遇されているという回答が多くなっていますが、前回調査と比較すると、全般に改善されています。

このような結果から、あらゆる機会において、一層の男女共同参画に向けた啓発の推進が必要です。男女を問わず、様々な立場の市民が自らの問題として捉え、理解を深められるような情報の発信に努めることが求められます。

今後は、まちづくり活動等の様々な分野において男女の多様な視点と能力を活かすために、男女双方の参画と活躍の促進が必要です。真の共同参画が進むよう、あらゆる機会での学習や啓発活動の充実に努めます。

.....

### 1 身近なことから学ぶまち (男女共同参画の啓発・情報提供)

#### 基本方針

多様な立場の市民が男女共同参画について自らの問題として捉え、語り合い、理解を深める学習機会の充実に努めるとともに、正確でわかりやすい情報を発信し、身近なことから男女共同参画の視点で取り組むことのできるまちをめざします。

#### 基本施策

##### (1)男女共同参画の理解促進と活動支援の充実

- ◇男女共同参画が女性のための施策と受け取られることが多いため、男女共同参画が男性にとっても重要であることの広報・啓発や事業を通じて理解の醸成に努めます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進が企業経営にも資することの広報など、企業や事業所への積極的な啓発に努めます。
- ◇地域での女性の人材の発掘・育成と、意欲と能力のある女性が活躍できる環境の整備を図ります。

##### (2)各種啓発行事の充実

- ◇男女共同参画週間（毎年6月23日から29日まで）において、男女共同参画社会の形成の促進を図る学習活動や啓発など、各種行事の充実に努めます。

◇配偶者等からの暴力をなくす啓発期間（11月12日から25日まで）において、暴力についての学習活動や啓発など、各種行事の充実に努めます。

### (3)情報の提供と交流促進

◇男女共同参画社会の必要性や理解を深めるための適切な情報提供に努めるとともに、市民が身近に学び合い、情報交換できる交流の場づくりに努めます。

## 重点目標

項目	現状（H22）	目標指標（H27）
市内事業所への啓発活動 （マニュアル等の配布、講師の派遣等）	イベント等で 啓発資料配布	啓発資料を作成し、従業者数が一定規模以上の事業所に配布

## 市民の目標

### 男性

女性の社会参画への理解を深め、協力しましょう。

### 女性

地域社会や職場において、積極的にリーダーシップを発揮し、参画しましょう。

### 男女とともに

男女共同参画社会の必要性や理念に関心を持ち、自ら参画しましょう。

### 【図表】

意識調査結果 各分野における男女の地位の平等感（P52）

（全国との比較、平成16年と22年との比較）

図21 意識調査結果 各分野における男女の地位の平等感（P67）

---

## 2 幼い頃から学ぶまち

(学校教育・保育の推進)

### 基本方針

子どもの頃から男女共同参画についての意識や考え方を育めるよう、性別にかかわらず子ども一人ひとりの個性を尊重し、のびやかな教育と保育の実践に努めます。

### 基本施策

#### (1)教職員や保護者への啓発

- ◇学校教育における男女共同参画に関する教育と生活の指導の必要性について、また、男女共同参画社会を実現するための研修機会の充実など、教職員への啓発に努めます。
- ◇家庭教育の役割も重要であることから、学校・幼稚園や保育所を通じて、また社会教育等により、保護者への啓発に努めます。

#### (2)男女共同参画の理解に向けた教育指導の促進

- ◇次世代を担う子どもたちが個性と能力を発揮でき、将来を見通した自己形成ができるような取組みを進めます。
- ◇教師の指導方法においても、子どもの発達段階に応じて、早期から男女共同参画についての理解を促進し、社会の変化に対応し個人の希望や能力に応じた職業選択などができるような教育に取り組みます。
- ◇子ども一人ひとりの個性を尊重し、のびやかな保育の実践に努めます。

#### (3)教材や遊具への配慮

- ◇教材や遊具について、性別による固定的な表現や役割に基づいた記述や表現の配慮に努めます。

#### (4)家庭・学校・地域の連携

- ◇家庭や地域において、男女児童が互いに尊重し合い共同で社会参加できる男女共同参画社会の土壌を築くため、保護者と学校がともに学び合い、連携できる交流の場づくりに努めます。

## 重点目標

項目	現状 (H22)	目標指標 (H27)
幼稚園・学校教職員への啓発活動 (資料等の配布、講師の派遣等)	イベント等で 啓発資料配布	子どもを対象とした男女共同参画啓発資料 を作成し教材として幼稚園・小学校へ配布、 教職員の研修機会の確保
保育所職員への啓発活動 (資料等の配布、講師の派遣等)	イベント等で 啓発資料配布	子どもを対象とした男女共同参画啓発資料 を作成し教材として保育所へ配布、職員の研 修機会の確保

## 市民の目標

### 男女とともに

児童の性別による自由な選択や活動を制約する捉え方を見直しましょう。

学校教育や保育における男女共同参画社会の必要性に関心を持ち、自ら行動しましょう。また、家庭生活での家事を子どもとともに分担しましょう。

### 3 大人こそ学びまち (社会教育の推進)

#### 基本方針

社会教育、生涯学習の機会を通じて、男女がともに学び合い、すべての人が支え合う男女共同参画のまちづくりをめざします。

#### 基本施策

##### (1)学習内容と学習機会の充実

- ◇男女共同参画社会の必要性や男女平等の理念に対する理解を深めるための、講座等の学習内容の充実に努めます。
- ◇多くの市民が参加しやすいよう、講座等の時間帯や場所について工夫に努めます。
- ◇生涯学習などにおいて男女ともに学び合うことで、男女共同参画社会への理解と交流の場となる多様な学習機会の充実に努めます。
- ◇社会教育、社会スポーツなどの市民活動団体のリーダーに対する学習機会の充実に努めます。

##### (2)男女共同参画の学習と啓発

- ◇多様な立場の市民が男女共同参画について自らの問題と捉え、理解を深められる学習の機会づくりと啓発に努めます。

##### (3)男女共同参画社会の実現に向けたリーダーの育成

- ◇男女がともに尊重し学び合い、支え合うことを実践する地域のリーダーの育成に努めます。

#### 重点目標

項目	現状 (H22)	目標指標 (H27)
男女共同参画セミナーの開催	6回	10回
人権学習会の開催	9回	10回
人権学習会への参加者数	706人 (H21)	1,600人

(「京丹後市総合計画」との整合)

#### 市民の目標

##### 男女とともに

講座や学習会への積極的な参加と学んだことを実践しましょう。

## 4 国際的視野に立ったまち （国際理解の啓発）

### 基本方針

男女共同参画社会の実現は、国際社会における様々な取組みと密接に関係しており、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」が掲げられています。国際的な相互理解の必要性の高まりに応じ、友好都市交流や国際協力などを通じた国際理解の促進に努めるとともに、男女共同参画の国際的な動向について情報を収集し、提供に努めます。

また、市内に在住する外国人が暮らしやすい環境整備を図ります。

### 基本施策

#### (1)国際理解のための学習と情報発信

- ◇学校教育や生涯学習など、様々な場を通じて国際理解の学習機会の充実に努めます。
- ◇世界の男女共同参画に関する情報収集に努めながら、適確な情報発信に努めます。
- ◇市民と在住外国人との相互理解を深めるため、交流事業の実施や外国語の学習機会の提供に努めます。

#### (2)外国人も暮らしやすい環境づくりの推進

- ◇異文化理解を促進し、相互の人権尊重を図るため、多言語による情報提供や相談体制の充実に努めます。
- ◇市内の団体が取組んでいる日本語学習教室の開催や通訳・翻訳ボランティアの発掘・派遣等の活動を支援し、在住外国人が暮らしやすい環境の整備を推進します。

### 重点目標

項目	現状 (H22)	目標指標 (H27)
国際交流・協力事業	7回	7回
外国語学習講座の開催	3講座	5講座

### 市民の目標

#### 男女でともに

国際交流活動や国際理解学習に積極的に参加しましょう。居住外国人との交流に努めましょう。